

北海道どさんこプラザシンガポール店 テスト販売概要(申込者向け)

H29. 6. 北海道経済部食関連産業室

1. 店舗概要

北海道どさんこプラザシンガポール店

※シンガポール明治屋 店舗内(<http://www.meidi-ya.com.sg/about.asp>)

在留邦人を始め、現地の富裕層から中間層まで幅広い客層に支持されている、日系高級スーパーマーケットです。

2. 対象商品

道内で製造、加工された農産・水産加工品、菓子及び飲料等の食品で、**JANコード取得済みの商品に限ります**。輸出手続き、輸送、現地での輸入手続き等にかかる日数や、現地での販売期間等を考慮し、原則として**賞味期限が90日以上(冷凍可)の商品**とさせていただきます。

ただし、**以下に該当する商品は対象外**です。

- (1)シンガポールの輸入禁止品目(チューインガム、冷蔵生牡蠣、冷蔵とり貝、調理済み冷蔵エビ、冷蔵かに肉、鶏卵加工品、家禽肉(日本で生まれ飼育された牛肉及び豚肉で、指定された部位等条件を満たすものを除く)、ステビアを含む食品、など)
- (2)輸入に際し、ライセンス取得が義務付けられている食品(米、酒類、生鮮品、肉・肉製品、成分に肉類が含まれる商品など)
- (3)チーズ等の乳製品で、72℃以上15秒以上で殺菌されていないもの
- (4)関係法規等で規制されている品目
- (5)特許権、意匠権、商標権などを侵害する恐れがあると判断されるもの
- (6)施設の制約上販売出来ないもの(一次産品、雑貨、工芸品など)

その他ご不明な点は、(一社)北海道貿易物産振興会にお問い合わせください。

(一社)北海道貿易物産振興会 TEL 011-251-7976/FAX 011-251-0230

3. 申込者の資格

次のいずれかに該当する方とします。なお、輸出に係る手続はどさんこプラザシンガポール店運営者(一社)北海道貿易物産振興会が代行しますので、特別な資格や手続等は不要です。

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件にいずれかに該当する方
 - (ア)道産品の製造・加工を行っている方
 - (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方
- (2)どさんこプラザシンガポール店運営者からの求めに応じて、必要な書類の準備、データの提供が可能であること(貿易手続上、品目等によって追加書類の提出を求める場合があります)

4. 申込書類

- (1)申込書
- (2)申込商品に係るPL(製造物責任)保険証書の写し
- (3)商品表示の写し(オモテ面及びウラ面 ※一括表示を含む。食品表示法等の表示に関する法令を遵守していることがわかる画像)
- (4)食品衛生法等により指定された食品検査結果の写し
- (5)申込商品に該当する食品製造に係る営業許可証の写し

5. 募集及び販売期間

(1)所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、募集期間内に管轄の各(総合)振興局商工労働観光課(詳細は「10. 問い合わせ・申込み先」に記載)までご提出願います。

ただし、平成28年度第2四半期販売分については4月10日を募集締切とします。

販売期間	第1 四半期 (4～6月)	第2 四半期 (7～9月)	第3 四半期 (10～12月)	第4 四半期 (1～3月)
募集期間	12月1日 ～12月20日	3月1日 ～3月20日	6月1日 ～6月20日	9月1日 ～9月20日
販売決定時期	1月下旬	4月下旬	7月下旬	10月下旬
納品時期	2月10日頃	5月10日頃	8月10日頃	11月10日頃

なお、開始日が休日の場合は直後の開庁日、締切日が休日の場合は直前の開庁日とします。

(2)テスト販売の機会の公平性を損なわないため、1者からの申込品数は四半期ごとに原則1品目までとし、申込回数は年度内に原則2回を限度とします。

(3)賞味期限が6ヶ月未満の商品については、賞味期限に応じて販売期間が短くなりますので予めご了承ください。また、販売時期及び納品時期を(一社)北海道貿易物産振興会と調整することとなります。

例)賞味期限 90 日の場合:輸送約1ヶ月、通関等約1ヶ月、店頭販売約1ヶ月

賞味期限 180 日(6ヶ月)以上の場合:輸送約1ヶ月、通関等約1ヶ月、店頭販売3ヶ月

6. 販売商品の決定

申込書等の内容から、出品する商品を決定させていただきます(四半期ごとに20品目程度)。尚、対象商品であっても、施設の制約や店舗側の判断により、出品をお断りさせていただく場合がありますので予めご了承ください。

7. 申込者負担

申込者にご負担いただく費用につきましては以下のとおりです。

(1)国内指定倉庫(関東)までの運賃

(2)店頭で試食用サンプル設置を希望する場合は、申込書の該当欄に○を付けていただき、試食用サンプル分は別梱包にて、商品とは別途(一社)北海道貿易物産振興会まで納品いただきますので予めご了承ください。

8. 取引条件・精算

(1)仕入条件: 売上仕入(期間中売れた分[レジ通過分]をお支払い)。

(2)発注頻度: 原則最初の1回のみです。在庫切れの場合でも追加発注はありませんので、あらかじめご了承ください(1回の納品で1～2ケースが適量です)。

(3)売価設定: 運営者のマージン率は原則国内小売価格の30%です。なお、シンガポールにおける小売価格は、日本国内・シンガポールにて通関手続き上発生する諸費用、諸税等を勘案し、どさんこプラザ運営者が設定させていただきます(国内販売価格の約1.5倍程度になります)。

(4)精算処理: 商品販売開始から150日以内に実施致します。

(5)実績報告: 販売期間終了後、出品者にお知らせいたします。

(6)残存商品: 販売期間終了後の残存商品は、現地にて売場から撤去、処分させていただきます。返却は一切出来かねますので、予めご了承ください。

9. 留意事項

(1)テスト販売から定番化する商品については、原則売価は変更無し、仕入条件は買取仕入に変更、精算処理は月末締め翌月末お支払となります。その他の条件については概ね変更ありません。

(2)販売の中止等

天災、法令・規則の改正、通関・輸送上のトラブル、その他のやむを得ない事由により、テスト販売を中止する場合があります。なお、それによって生じる出品者の損害等につきまして、道及びどさんこプラザ運営者ではその責任を負い兼ねますので、予めご了承ください。

(3)その他

商品送付先及び納品日等の詳細につきましては、順次どさんこプラザ運営者よりご連絡致します。輸出手続き等の都合上、納品日等の確定のご連絡が遅れてしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

10. 申込み先

お申し込みは次の連絡先までお願い致します。

機 関 名	郵便 番号	住 所	電話番号	FAX
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0063	0126-25-9712
石狩総合振興局商工労働観光課	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5830	011-232-1950
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1363	0136-22-0901
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9592	0143-24-4796
日高総合振興局商工労働観光課	057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282	0146-22-7517
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9459	0138-47-9207
檜山総合振興局商工労働観光課	043-8558	檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643	0139-52-0569
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5198	0166-46-5208
留萌総合振興局商工労働観光課	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8441	0164-42-1937
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2927	0162-33-2629
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585	網走市北7条西3丁目	0152-43-0639	0152-44-3184
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9046	0155-25-7756
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9182	0154-41-0967
根室総合振興局商工労働観光課	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829	0153-23-6223